

Ⅲ. 賃金・労働時間

1. 賃金

(1) 本県及び全国の年平均の月間賃金の推移

(単位:円、%)

			現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5人以上	長崎県	令和元年	278,279	5.1	231,402	4.6	216,387	5.2	46,877
		2年	272,284	△ 2.1	227,562	△ 1.6	210,994	△ 2.6	44,722
		3年	270,911	△ 0.5	226,153	△ 0.6	210,966	0.0	44,758
		4年	264,913	△ 2.3	223,673	△ 1.1	209,808	△ 0.6	41,240
		5年	265,921	0.4	224,509	0.4	209,839	0.0	41,412
	全国	令和元年	322,552	-0.4	264,180	△ 0.2	244,432	△ 0.1	58,372
		2年	318,405	△ 1.2	262,325	△ 0.7	244,968	0.2	56,080
		3年	319,461	0.3	263,739	0.5	245,709	0.3	55,722
		4年	325,817	2.0	267,461	1.4	248,529	1.1	58,356
		5年	329,777	1.2	270,229	1.0	251,257	1.1	59,548
30人以上	長崎県	令和元年	304,884	1.6	248,751	1.9	228,959	2.3	56,133
		2年	311,574	2.4	256,406	3.1	234,788	2.6	55,168
		3年	301,895	-3.1	249,372	-2.7	228,108	-2.8	52,523
		4年	293,076	△ 3.0	243,289	△ 2.5	224,663	△ 1.5	49,787
		5年	295,002	0.7	244,121	0.3	224,923	1.2	50,881
	全国	令和元年	371,408	△ 0.2	296,064	0.1	270,847	0.1	75,344
		2年	365,100	△ 1.7	293,056	△ 1.1	271,025	0.1	72,044
		3年	368,493	1.0	296,652	1.2	273,186	0.8	71,841
		4年	379,732	3.1	303,496	2.4	278,687	2.0	76,236
		5年	386,982	1.9	308,436	1.6	283,594	1.8	78,546

(出典:毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「現金給与総額」とは、「定期給与」と「特別給与」との合計額である。
- 2) 「定期給与」とは、労働協約、給与規則等により、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって「超過労働給与」を含む。
- 3) 「所定内給与」とは、「定期給与」から「超過労働給与」を差し引いた額である。
- 4) 「特別給与」とは、調査期間内に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められている契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであって、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給があったり、支給事由の発生が不確定であるものも含まれる。
- 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

(2)就業形態別令和5年平均の月間現金給与額

①長崎県 一事業所規模5人以上－

(単位:円、%)

形態	産 業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減(円)
一般労働者	調 査 産 業 計	344,516	1.9	285,377	1.9	264,828	1.4	59,139	1,639
	製 造 業	355,748	△ 0.3	286,317	△ 1.4	255,047	△ 1.3	69,431	4,117
	卸売業, 小売業	318,072	3.6	260,041	1.5	247,460	0.7	58,031	7,183
	医 療 , 福 祉	322,597	△ 1.3	273,084	1.2	257,877	0.4	49,513	△ 6,740
パートタイム労働者	調 査 産 業 計	95,299	1.1	92,372	1.3	90,464	1.0	2,927	△ 213
	製 造 業	118,728	2.7	115,675	3.5	111,072	1.7	3,053	△ 1,172
	卸売業, 小売業	96,614	2.1	93,898	0.5	92,235	0.2	2,716	1,536
	医 療 , 福 祉	109,248	△ 5.7	104,484	△ 3.4	103,084	△ 3.7	4,764	△ 2,921

②全国 一事業所規模5人以上－

(単位:円、%)

形態	産 業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減(円)
一般労働者	調 査 産 業 計	436,804	1.8	350,430	1.5	323,807	1.6	86,374	2,533
	製 造 業	439,740	1.7	343,656	0.5	310,678	0.2	96,084	3,363
	卸売業, 小売業	441,811	1.8	351,888	1.4	331,895	1.0	89,923	1,168
	医 療 , 福 祉	393,338	1.6	328,814	1.8	308,364	1.3	64,524	△ 28
パートタイム労働者	調 査 産 業 計	104,567	2.6	101,468	2.5	98,596	2.3	3,099	△ 23
	製 造 業	131,561	2.8	126,576	2.8	120,184	2.3	4,985	127
	卸売業, 小売業	100,881	1.3	98,630	1.3	96,593	1.3	2,251	△ 43
	医 療 , 福 祉	127,841	2.9	122,095	2.6	119,534	2.5	5,746	44

③長崎県 一事業所規模30人以上－

(単位:円、%)

形態	産 業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減(円)
一般労働者	調 査 産 業 計	368,195	2.9	298,951	2.1	273,150	1.7	69,244	3,583
	製 造 業	387,104	△ 0.9	305,471	△ 1.6	270,979	△ 1.4	81,633	1,833
	卸売業, 小売業	355,169	10.2	279,801	6.0	262,671	5.0	75,368	15,817
	医 療 , 福 祉	346,166	2.6	285,236	1.9	267,574	0.6	60,930	2,658
パートタイム労働者	調 査 産 業 計	106,921	8.8	103,226	7.9	100,996	7.7	3,695	1,062
	製 造 業	121,592	0.8	118,687	1.9	111,940	△ 0.8	2,905	△ 1,413
	卸売業, 小売業	113,594	11.6	109,317	8.5	108,460	9.6	4,277	3,149
	医 療 , 福 祉	116,116	5.3	111,158	5.0	109,799	4.9	4,958	578

④全国 一事業所規模30人以上－

(単位:円、%)

形態	産 業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減(円)
一般労働者	調 査 産 業 計	474,350	2.4	371,355	1.6	339,686	1.4	102,995	3,285
	製 造 業	467,572	1.6	357,447	0.4	320,045	0.2	110,125	4,607
	卸売業, 小売業	505,644	1.6	388,998	1.6	365,472	1.0	116,646	572
	医 療 , 福 祉	425,464	1.5	350,825	1.6	324,755	1.0	74,639	329
パートタイム労働者	調 査 産 業 計	120,236	4.0	116,337	3.9	112,338	3.6	3,899	△ 82
	製 造 業	146,691	3.3	141,000	3.4	131,470	3.0	5,691	173
	卸売業, 小売業	111,523	0.9	108,698	1.0	106,757	1.1	2,825	△ 207
	医 療 , 福 祉	146,867	3.0	140,245	2.9	136,525	2.7	6,622	243

(出典:毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。
- 2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。
- ※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
- ① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。
 - ② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。
- 3) 全国、長崎県の就業形態別超過労働給与、特別給与の賃金指数は作成していないため、「対前年増減率」は、実数をもとに算定している。

(3)産業別令和5年平均の月間定期給与額

(単位:円)

事業所規模 産 業	5人以上			30人以上		
	長崎県		全 国	長崎県		全 国
	実 額	格 差 全国=100	実 額	実 額	格 差 全国=100	実 額
調 査 産 業 計	224,509	83.1	270,229	244,121	79.1	308,436
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	331,545	X	X	424,215
建 設 業	298,761	84.9	351,903	314,391	79.8	393,815
製 造 業	264,811	84.2	314,430	285,979	85.5	334,414
電気・ガス・熱供給・水道業	424,166	95.9	442,275	424,166	89.7	472,941
情 報 通 信 業	288,470	73.8	390,802	290,638	71.9	404,430
運 輸 業 , 郵 便 業	251,571	79.2	317,703	261,281	80.1	326,043
卸 売 業 , 小 売 業	181,565	75.0	242,193	168,726	60.1	280,872
金 融 業 , 保 険 業	302,743	79.8	379,533	291,304	70.5	413,198
不動産業,物品賃貸業	226,090	69.0	327,903	206,925	56.6	365,885
学術研究,専門・技術サービス業	283,811	74.3	382,231	286,726	67.2	426,382
宿泊業,飲食サービス業	110,801	89.7	123,468	133,608	83.1	160,855
生活関連サービス業,娯楽業	192,345	96.7	199,002	188,097	87.6	214,663
教 育 , 学 習 支 援 業	278,457	94.9	293,359	288,456	85.0	339,173
医 療 , 福 祉	221,085	85.4	259,026	242,526	82.0	295,713
複 合 サ ー ビ ス 事 業	277,124	92.8	298,624	282,841	94.0	301,019
サービス業(他に分類されないもの)	216,795	89.6	241,990	208,621	88.6	235,514

「X」…調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

(4) 男女別令和5年平均の月間定期給与額

①事業所規模5人以上

(単位:円)

項 目 産 業	長 崎 県			全 国		
	男性	女性	格 差 男性=100	男性	女性	格 差 男性=100
調 査 産 業 計	277,368	174,264	62.8	339,164	195,400	57.6
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	X	X	X	338,959	270,309	79.7
建 設 業	319,915	199,082	62.2	377,060	241,387	64.0
製 造 業	311,547	166,079	53.3	361,377	204,524	56.6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	434,989	261,682	60.2	462,348	325,711	70.4
情 報 通 信 業	350,990	216,649	61.7	432,595	298,804	69.1
運 輸 業 , 郵 便 業	265,754	183,390	69.0	346,249	217,012	62.7
卸 売 業 , 小 売 業	236,459	136,566	57.8	326,075	165,970	50.9
金 融 業 , 保 険 業	410,877	239,914	58.4	507,304	282,102	55.6
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	260,866	185,031	70.9	381,033	238,593	62.6
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	324,718	223,921	69.0	435,676	281,357	64.6
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	140,562	90,913	64.7	162,081	100,048	61.7
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	210,329	174,379	82.9	249,582	160,230	64.2
教 育 , 学 習 支 援 業	317,118	239,803	75.6	343,966	247,640	72.0
医 療 , 福 祉	283,094	199,800	70.6	357,303	226,414	63.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業	322,376	216,130	67.0	351,362	223,679	63.7
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	263,551	147,528	56.0	287,829	185,591	64.5

「X」…調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:円)

項 目 産 業	長 崎 県			全 国		
	男性	女性	格 差 男性=100	男性	女性	格 差 男性=100
調 査 産 業 計	305,039	186,517	61.1	373,996	226,191	60.5
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	X	X	X	433,756	356,340	82.2
建 設 業	331,826	215,224	64.9	421,098	274,092	65.1
製 造 業	331,117	179,211	54.1	377,529	220,822	58.5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	434,989	261,682	60.2	491,602	358,288	72.9
情 報 通 信 業	351,938	219,140	62.3	445,892	308,830	69.3
運 輸 業 , 郵 便 業	269,533	172,341	63.9	359,238	220,571	61.4
卸 売 業 , 小 売 業	253,975	130,835	51.5	381,358	187,588	49.2
金 融 業 , 保 険 業	433,613	228,777	52.8	551,351	302,588	54.9
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	240,342	182,617	76.0	419,617	271,642	64.7
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	306,933	240,143	78.2	464,848	328,223	70.6
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	165,344	113,724	68.8	210,469	124,976	59.4
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	227,815	150,712	66.2	276,609	162,207	58.6
教 育 , 学 習 支 援 業	343,734	228,172	66.4	385,546	287,076	74.5
医 療 , 福 祉	316,023	215,497	68.2	388,978	257,316	66.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	325,739	182,262	56.0	343,128	204,813	59.7
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	255,036	143,616	56.3	282,471	185,890	65.8

(出典:毎月勤労統計調査)

2. 労働時間

(1) 本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移

(単位: 時間、日)

			総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5人以上	長崎県	令和元年	146.6	△ 1.1	136.5	△ 1.3	10.1	1.5	19.2
		2年	141.9	△ 3.1	132.2	△ 3.1	9.7	△ 3.5	19.0
		3年	141.4	△ 0.3	132.0	△ 0.1	9.4	△ 2.9	18.9
		4年	140.6	△ 0.7	131.6	△ 0.4	9.0	△ 4.5	18.7
		5年	139.7	△ 0.6	130.5	△ 0.8	9.2	1.8	18.4
	全国	令和元年	139.1	△ 2.2	128.5	△ 2.2	10.6	△ 1.9	18.0
		2年	135.1	△ 2.8	125.9	△ 2.0	9.2	△ 13.2	17.7
		3年	136.1	0.6	126.4	0.4	9.7	5.1	17.7
		4年	136.1	0.1	126	△ 0.3	10.1	4.6	17.6
		5年	136.3	0.1	126.3	0.2	10.0	△ 0.9	17.6
30人以上	長崎県	令和元年	149.3	△ 1.0	138.4	△ 0.8	10.9	△ 3.3	19.1
		2年	148.2	△ 0.7	137.4	△ 0.6	10.8	△ 1.3	18.9
		3年	147.2	△ 0.6	136.2	△ 1.0	11.0	1.9	18.7
		4年	145.7	△ 1.0	134.5	△ 1.3	11.2	2.1	18.7
		5年	145.6	△ 0.1	134.6	0.1	11.0	△ 1.6	18.7
	全国	令和元年	144.4	△ 2.0	132	△ 2.1	12.4	△ 1.0	18.2
		2年	140.4	△ 2.8	129.6	△ 1.7	10.8	△ 13.1	17.9
		3年	142.4	1.4	130.8	0.9	11.6	7.4	18.0
		4年	143.2	0.6	131	0.2	12.2	5.2	17.9
		5年	143.8	0.4	131.7	0.5	12.1	△ 1.2	18.0

(出典: 毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。
- 2) 「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と就業時刻との間の実労働時間のことである。
- 3) 「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤の労働時間のことである。
- 4) 「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことで、事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にはならないが、1時間でも就業すれば出勤日となる。
- 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

(2)就業形態別令和5年平均の月間労働時間

①長崎県 一事業所規模5人以上ー

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)
一般労働者	調査産業計	166.3	0.6	153.7	0.3	12.6	3.8	20.1	0.1
	製造業	169.8	△ 1.5	151.0	△ 0.5	18.8	△ 8.4	19.8	0.1
	卸売業、小売業	168.0	△ 0.8	158.5	△ 0.6	9.5	△ 4.0	20.5	0.1
	医療、福祉	158.3	0.9	153.5	0.6	4.8	14.9	20.0	△ 0.1
パートタイム労働者	調査産業計	81.9	△ 0.7	80.2	△ 0.9	1.7	9.1	14.9	△ 0.6
	製造業	112.3	11.9	108.2	10.3	4.1	70.3	17.4	1.7
	卸売業、小売業	89.7	△ 4.9	88.3	△ 4.7	1.4	△ 14.7	16.9	△ 1.2
	医療、福祉	82.0	△ 5.7	80.8	△ 6.4	1.2	70.5	15.2	△ 0.7

②全国 一事業所規模5人以上ー

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)
一般労働者	調査産業計	163.5	0.7	149.7	0.8	13.8	△ 0.4	19.5	0.1
	製造業	164.5	0.1	149.5	0.8	15.0	△ 5.6	19.3	0.1
	卸売業、小売業	163.4	0.5	152.1	0.6	11.3	△ 0.8	19.7	0.1
	医療、福祉	156.5	0.3	149.5	0.3	7.0	△ 0.5	19.5	0.1
パートタイム労働者	調査産業計	79.3	△ 0.4	77.1	△ 0.5	2.2	1.6	13.6	△ 0.2
	製造業	108.8	0.9	104.1	1.3	4.7	△ 7.1	16.6	0.1
	卸売業、小売業	85.1	△ 1.9	83.4	△ 1.7	1.7	△ 8.7	14.9	△ 0.4
	医療、福祉	78.3	1.5	76.9	1.3	1.4	14.0	13.6	0.2

③長崎県 一事業所規模30人以上ー

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)
一般労働者	調査産業計	166.9	0.6	152.3	0.6	14.6	0.9	19.8	0.1
	製造業	169.9	△ 2.0	149.6	△ 1.3	20.3	△ 6.9	19.5	△ 0.1
	卸売業、小売業	172.9	0.7	158.9	0.2	14.0	7.1	20.2	0.4
	医療、福祉	157.5	0.5	153.2	0.3	4.3	10.3	19.6	△ 0.1
パートタイム労働者	調査産業計	91.3	5.6	89.3	5.5	2.0	8.5	15.9	0.4
	製造業	118.9	4.0	112.9	1.7	6.0	79.3	18.2	△ 0.1
	卸売業、小売業	101.6	1.2	100.7	2.4	0.9	△ 56.8	17.6	△ 0.1
	医療、福祉	87.3	△ 1.4	86.5	△ 1.6	0.8	26.3	16.2	△ 0.3

④全国 事業所規模30人以上ー

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)
一般労働者	調査産業計	162.4	0.5	147.3	0.6	15.1	△ 1.0	19.2	0.1
	製造業	164.3	△ 0.1	148.1	0.4	16.2	△ 5.3	19.0	0.0
	卸売業、小売業	160.9	0.3	148.8	0.4	12.1	△ 0.6	19.2	0.1
	医療、福祉	156.7	△ 0.1	149.0	0.0	7.7	0.1	19.4	0.1
パートタイム労働者	調査産業計	86.9	0.4	84.0	0.4	2.9	0.3	14.4	△ 0.1
	製造業	118.5	2.0	111.5	2.3	7.0	△ 3.0	16.8	0.1
	卸売業、小売業	92.7	△ 1.5	90.9	△ 1.4	1.8	△ 9.1	16.2	△ 0.3
	医療、福祉	84.9	2.4	83.2	2.1	1.7	18.7	14.0	0.3

(出典:毎月勤労統計調査)

注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。

※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。

(3)産業別令和5年平均の月間労働時間

①事業所規模5人以上

(単位:時間)

項 目 産 業	長 崎 県			全 国		
	総実労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	総実労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間
調 査 産 業 計	139.7	130.5	9.2	136.3	126.3	10.0
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	161.9	148.5	13.4
建 設 業	165.6	154.2	11.4	164.3	150.6	13.7
製 造 業	162.6	145.6	17.0	157.0	143.4	13.6
電気・ガス・熱供給・水道業	155.8	145.4	10.4	154.9	140.1	14.8
情 報 通 信 業	143.3	134.6	8.7	157.3	141.8	15.5
運 輸 業 , 郵 便 業	177.6	154.3	23.3	167.7	145.0	22.7
卸 売 業 , 小 売 業	131.0	125.3	5.7	129.5	122.4	7.1
金 融 業 , 保 険 業	141.9	130.8	11.1	147.1	135.0	12.1
不動産業,物品賃貸業	142.0	138.8	3.2	150.8	138.6	12.2
学術研究,専門・技術サービス業	166.8	151.6	15.2	154.1	140.3	13.8
宿泊業,飲食サービス業	94.5	88.8	5.7	88.5	83.4	5.1
生活関連サービス業,娯楽業	137.9	129.6	8.3	122.2	116.1	6.1
教 育 , 学 習 支 援 業	130.0	116.0	14.0	124.3	114.0	10.3
医 療 , 福 祉	134.8	131.1	3.7	130.1	125.0	5.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	151.7	142.5	9.2	148.2	139.0	9.2
サービス業(他に分類されないもの)	143.4	133.2	10.2	139.3	128.4	10.9

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:時間)

項 目 産 業	長 崎 県			全 国		
	総実労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	総実労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間
調 査 産 業 計	145.6	134.6	11.0	143.8	131.7	12.1
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	158.8	144.2	14.6
建 設 業	159.0	143.4	15.6	164.8	147.0	17.8
製 造 業	164.6	145.8	18.8	159.4	144.2	15.2
電気・ガス・熱供給・水道業	155.8	145.4	10.4	156.5	140.1	16.4
情 報 通 信 業	145.3	136.2	9.1	157.4	141.0	16.4
運 輸 業 , 郵 便 業	185.4	155.6	29.8	162.9	141.0	21.9
卸 売 業 , 小 売 業	126.5	121.0	5.5	134.5	126.4	8.1
金 融 業 , 保 険 業	138.9	127.4	11.5	148.3	133.6	14.7
不動産業,物品賃貸業	140.6	136.2	4.4	151.5	138.1	13.4
学術研究,専門・技術サービス業	174.9	156.4	18.5	157.9	141.9	16.0
宿泊業,飲食サービス業	106.3	98.2	8.1	101.7	94.8	6.9
生活関連サービス業,娯楽業	138.4	128.1	10.3	121.7	114.4	7.3
教 育 , 学 習 支 援 業	137.9	125.3	12.6	131.5	119.4	12.1
医 療 , 福 祉	140.3	136.9	3.4	137.9	131.7	6.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	154.8	140.1	14.7	151.6	138.8	12.8
サービス業(他に分類されないもの)	143.0	131.0	12.0	137.6	126.4	11.2

「X」・・・調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

(4)労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

①長崎県

企業規模	付与日数 ¹⁾ (日)	取得日数 ²⁾ (日)	取得率 ³⁾ (%)
計(5人以上)	14.7	9.9	67.2
計(30人以上)	15.9	10.6	66.7
5～29人	12.6	8.6	67.9
30～99人	16.0	10.6	66.5
100～299人	15.1	10.8	71.6
300人以上	17.3	10.3	59.3

(出典:県雇用労働政策課「令和6年度労働条件等実態調査」)

②全国

企業規模	付与日数 ¹⁾ (日)	取得日数 ²⁾ (日)	取得率 ³⁾ (%)
計	16.9	11.0	65.3
30 ～ 99人	16.6	10.6	63.7
100～299人	16.5	10.4	62.8
300～999人	17.3	11.5	66.6
1,000人以上	17.1	11.5	67.0

(出典:厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」)

注 1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得日数」は、令和5年(又は令和4会計年度)1年間に実施に取得した日数である。

3) 「取得率」は、(取得日数計／付与日数計)×100(%)である。

4) 調査対象は、県:常用労働者5人以上の事業所、全国:常用労働者30人以上の事業所である。

(5) 主な週休制¹⁾の形態別企業割合

①長崎県

(単位: %)

企業規模	全企業 ²⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾
計(5人以上)	[100.0]	100.0	13.0	76.4	26.7	49.7	10.6
計(30人以上)	[22.6]	100.0	6.7	83.9	28.2	55.7	9.4
5～29人	[77.4]	100.0	14.9	74.2	26.2	47.9	11.0
30～99人	[18.6]	100.0	7.3	83.7	31.7	52.0	8.9
100～299人	[3.3]	100.0	4.5	86.4	13.6	72.7	9.1
300人以上	[0.6]	100.0	0.0	75.0	0.0	75.0	25.0

(出典: 県雇用労働政策課「令和6年度労働条件等実態調査」)

②全国

(単位: %)

企業規模	全企業 ²⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾
計	100.0		7.5	90.9	34.2	56.7	1.6
30 ～ 99人	100.0		9.4	89.0	35.4	53.6	1.5
100～299人	100.0		3.5	95.1	33.7	61.4	1.4
300～999人	100.0		2.0	95.8	28.8	66.9	2.3
1,000人以上	100.0		2.8	93.7	21.4	72.3	3.5

(出典: 厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」)

注 1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) []内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。(全国数値は非公開)

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

5) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。

(6) 週休制の適用労働者割合

① 長崎県

(単位: %)

企業規模	全企業 ¹⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾
計(5人以上)	[100.0]	100.0	7.1	80.4	26.3	54.1	12.5
計(30人以上)	[62.1]	100.0	4.8	83.3	20.5	62.8	12.0
5～29人	[37.9]	100.0	10.9	75.7	35.9	39.8	13.3
30～99人	[33.4]	100.0	6.8	80.6	30.0	50.5	12.6
100～299人	[19.2]	100.0	3.7	87.6	11.5	76.1	8.7
300人以上	[9.6]	100.0	0.0	83.9	5.1	78.8	16.1

(出典: 県雇用労働政策課「令和6年度労働条件等実態調査」)

② 全国

(単位: %)

企業規模	全企業 ¹⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾
計	100.0		3.6	93.3	28.1	65.2	3.2
30 ～ 99人	100.0		8.0	90.1	36.7	53.4	1.8
100～299人	100.0		3.2	94.9	32.6	62.3	1.9
300～999人	100.0		1.6	95.4	27.2	68.2	3.0
1, 000人以上	100.0		2.1	93.1	20.3	72.8	4.9

(出典: 厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」)

- 注 1) []内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。(全国数値は非公開)
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。
- 3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。
- 4) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。